

別紙 1

静岡県における処遇改善等加算(区分3)に係る研修取扱要領 (保育所及び地域型保育事業所)

1 処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件に該当する研修

次の(1)～(3)の研修で、「3 該当する研修の個別事項」に適合する研修とする。

- (1) 保育士等キャリアアップ研修
- (2) 旧免許状更新講習及び免許法認定講習
- (3) 保育所等における園内研修

2 対象者及び修了すべき研修分野

保育所及び地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）における処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件として、修了すべき研修分野及び対象者は下表のとおり。

	研修分野	対象職員 ^(※1)		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
保育士等キャリアアップ研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野	専門分野別研修のうち4以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
	マネジメント研修	必須	R1年度以前に修了した場合：○ ^{※2}	R2年度以後に修了した場合：×
保育実践研修		R1年度以前に修了した場合：○ ^{※2}	R2年度以後に修了した場合：×	

※1 各対象職員については処遇改善等加算通知の第5の2(1)ケi及びiiによる。

※2 専門分野別研修扱い

3 該当する研修の個別事項

- (1) 保育士等キャリアアップ研修

ア 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に沿って、都道府県又は都道府県知事が指定する機関が実施する研修をいう。

なお、県が指定する機関は県子ども未来課のホームページに掲載する。

イ 静岡県以外の都道府県や静岡県以外の都道府県が指定した機関が実施する研修を修了した場合も、研修修了要件に該当する研修とする。

ウ 平成 29 年度に静岡県が実施した「平成 29 年度静岡県保育の質向上促進事業 キャリアアップセミナー」は保育士等キャリアアップ研修の内容に相当するものであるため、保育士等キャリアアップ研修と同等のものとして取り扱う。

(2) 旧免許状更新講習及び免許法認定講習

ア 旧免許状更新講習とは、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 40 号)の一部施行(令和 4 年 7 月 1 日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。

イ 旧免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、別表「分野別リーダー研修の内容」の各分野(「マネジメント」及び「保育実践」は除く。※³)の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ、それらを複数組み合わせることで 1 つの分野の修了時間が計 15 時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

※ 3 令和元年度までに受講した「マネジメント」及び「保育実践」分野の講習に限って、専門分野別研修を修了したものとみなす。

ウ 受講した旧免許状更新講習又は免許法認定講習がマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものであったとしても、副主任保育士が受講すべきマネジメント研修とみなすことはできない。

(3) 保育所等における園内研修

ア 保育所等が企画・実施する園内研修については、保育所等における園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、県が内容及び研修時間について要件を満たしていることを認定した場合は、対応する研修分野の研修に関して 1 分野最大 4 時間の研修時間が短縮されるものとする。

認定要件や認定手続等は別紙 1 別添 1 「保育所等における園内研修について」に定めるとおりとする。

イ 研修実施前に県から認定を受けた研修に限って、アの取扱いを認める。

4 研修修了要件の確認方法

処遇改善等加算(区分 3)を申請する保育所等は、施設長が別紙 1 様式第 1 号「研修受講歴証明書(保育所及び地域型保育事業所)」及び別紙 1 様式第 2 号「研修受講状況一覧表(保育所及び地域型保育事業所)」を作成し、処遇改善等加算(区分 3)の申請書類に添付の上、提出することとする。ただし、加算前年度に令和 8 年度以降に適用される研修修了要件を全て満たしており、かつ、処遇改善等加算(区分 3)の対象職員だった場合は、当該職員に係る研修受講歴証明書の提出は不要とする。

施設長は研修受講歴証明書を作成するにあたり、対象職員から次の(1)～(4)の書類の写し(以下、「受講状況確認書類」という。)を徴し、各対象職員の研修の受講状況を確認すること。また、市町又は県が必要に応じて、受講状況確認書類の提出を求めることがあるので、保育所等は処遇改善等加算(区分 3)の実績報告後 5 年間は、対象職員ごとに受講

状況確認書類を整理して、保管しておかなければならない。

なお、受講状況確認書類の原本は対象職員自身が管理・保管すること。

(1) 保育士等キャリアアップ研修

受講状況確認書類	分野	時間数
保育士等キャリアアップ研修修了証	記載の研修種別	15 時間
保育士等キャリアアップ研修受講証明書	記載の研修種別	記載の時間数

(2) 旧免許状更新講習

受講状況確認書類	分野	時間数
大学等が発行する免許状更新講習修了(履修)証明書 ^{※4}	施設長が別表の「ねらい」及び「内容」を満たしていることを確認した分野	記載の時間数

※4 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」のみをもって受講状況確認書類とすることは認めない。これらの書類で受講状況を確認する場合は、併せて研修要領やシラバス等の受講時間数(休憩時間を除く)及び受講内容が確認できる書類を確認すること。

(3) 免許法認定講習

受講状況確認書類	分野	時間数
大学等が発行する「学力に関する証明書」	施設長が別表の「ねらい」及び「内容」を満たしていることを確認した分野	15 時間 ^{※5} × 取得単位数

※5 原則、1 単位 15 時間で計算する。ただし、研修要領等の受講時間数(休憩時間を除く)が証明できる書類が確認できた場合に限り、確認した受講時間数とする。

(4) 保育所等における園内研修

受講状況確認書類	分野	時間数
保育所等の園内研修修了証	記載の研修分野	記載の時間数 ^{※6}

※6 記載の時間数の合計が1分野あたり4時間を超える場合は4時間と読み替える。

5 幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになり、1に定める研修を受講していない場合の取扱いについて

- (1) 別紙2「静岡県における処遇改善等加算(区分3)に係る研修取扱要領(幼稚園及び認定こども園(全類型))」のとおり取り扱うものとする。その際、次の表の左欄に掲げる項目中の同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 対象者及び修了すべき研修時間	幼稚園等	保育所等
	中核リーダー	副主任保育士
	若手リーダー	職務分野別リーダー
4 研修修了要件の確認方法（（2）を除く）	幼稚園等	保育所等
5 マネジメント分野の研修の確認方法		
6 研修受講状況の確認に係る市町における 検査について		

- (2) (1)の取扱いをする場合については、別紙1様式第3号「研修受講計画表」を作成し、処遇改善等加算(区分3)の申請書類に添付の上、提出することとする。また、当該職員が幼稚園又は認定こども園で勤務していたことが分かる在職証明書を添付することとする。

6 研修受講状況の確認に係る市町における検査について

市町は処遇改善等加算通知第6に定める実績報告や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(いわゆる、確認監査)等の機会を活用し、各保育所等が受講状況確認書類を適切に管理し、各対象職員の研修の受講状況の確認を確実にしているか検査すること。

7 その他

- (1) 平成30年度以前に修了した研修について、受講状況確認書類により研修を修了していることが確実に確認できる場合に限り、研修修了要件に該当する研修として扱う。(この要領に期間の定めがある研修を除く。)
- (2) 確認が不十分なままに研修受講歴を証明した場合や虚偽又は不正な手段により研修受講歴を証明した場合には、支給された加算額の全部又は一部について、県知事が市町長に対し設置者・事業者へ返還措置を講じるように求める場合がある。
- (3) この要領に定めのない事項については、国通知、処遇改善等加算通知、国が作成するFAQ等によるところとする。また、この要領は国通知等の改正により、変更になる可能性がある。
- (4) 研修修了要件を満たした後も、教育・保育の質を高めるための知識・技術の向上させるために研修を定期的に受講することが望ましい。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
<p>乳児保育 （主に0歳から3歳未満児向けの保育内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育の意義 ○乳児保育の環境 ○乳児への適切な関わり ○乳児の発達に応じた保育内容 ○乳児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育の役割と機能 ・乳児保育の現状と課題 ・乳児保育における安全な環境 ・乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・他職種との協働 ・乳児保育における配慮事項 ・乳児保育における保育者の関わり ・乳児保育における生活習慣の援助や関わり ・保育所保育指針について ・乳児の発達と保育内容 ・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組
<p>幼児教育 （主に3歳以上児向けの保育内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の意義 ○幼児教育の環境 ○幼児の発達に応じた保育内容 ○幼児教育の指導計画、記録及び評価 ○小学校との接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の役割と機能 ・幼児教育の現状と課題 ・幼児教育と児童福祉の関連性 ・幼児期にふさわしい生活 ・遊びを通しての総合的な指導 ・一人一人の発達の特性に応じた指導 ・他職種との協働 ・保育所保育指針について ・資質と能力を育むための保育内容 ・個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組 ・小学校教育との接続 ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 ・保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解 ○障害児保育の環境 ○障害児の発達の援助 ○家庭及び関係機関との連携 ○障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの理解 ・ 医療的ケア児の理解 ・ 合理的配慮に関する理解 ・ 障害児保育に関する現状と課題 ・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 障害のある子どもと保育者との関わり ・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・ 他職種との協働 ・ 障害のある子どもの発達と援助 ・ 保護者や家族に対する理解と支援 ・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・ 小学校等との連携 ・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・ 個別指導計画作成の留意点 ・ 障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する基礎知識 ○食育計画の作成と活用 ○アレルギー疾患の理解 ○保育所における食事の提供ガイドライン ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・ 衛生管理の理解と対応 ・ 食育の理解と計画及び評価 ・ 食育のための環境（他職種との協働等） ・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・ 第三次食育推進基本計画 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 食物アレルギーのある子どもへの対応 ・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・ 食事の提供における質の向上 ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・ アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・ 保健活動の記録と評価 ・ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） ・ 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・ 体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・ 救急処置及び救急蘇生法の習得 ・ 災害への備えと危機管理 ・ 他職種との協働 ・ 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・ 保育所における感染症の対策と登園時の対応 ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・ 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・ 保育所の特性を活かした支援 ・ 保護者の養育力の向上につながる支援 ・ 保護者に対する相談援助の方法と技術 ・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・ 社会資源 ・ 地域の子育て家庭への支援 ・ 保護者支援における面接技法 ・ 虐待の予防と対応等 ・ 虐待の事例分析 ・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・ 「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントの理解 ○リーダーシップ ○組織目標の設定 ○人材育成 ○働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育における環境構成 ○子どもとの関わり方 ○身体を使った遊び ○言葉・音楽を使った遊び ○物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。